

石薬師小学校運営協議会 設置要領

第1条（目的）

家庭・学校・地域が一体となって子どもの教育に取り組み、よりきめ細かやかで質の高い教育活動と地域に開かれた学校を実現するため石薬師小学校運営協議会を組織するものとする。

第2条（運営）

本協議会は、石薬師小学校の運営について、鈴鹿市教育委員会及び校長の学校経営方針の下に、保護者や地域住民の学校教育活動への主体的な参画促進や連携強化を図り、教育活動の充実及び学校力を生かした地域貢献活動に取り組むものとする。

第3条（活動）

本協議会は、次の事項について家庭・学校・地域の相互理解を深め、家庭・学校・地域の教育力の向上に取り組むものとする。

また、家庭や地域住民の意見を反映させた学校運営に努め、市教育委員会に対しては校長を通じ、学校教育環境の充実について意見を述べるができるものとする。

- （1）学校経営方針や教育課程について
- （2）保護者や地域住民による学校支援について
- （3）地域行事への参加や貢献について
- （4）家庭・学校・地域が連携した健全育成活動について
- （5）学校評価について
- （6）学校施設の管理及び整備について
- （7）その他、委員長が必要と認める内容について

第4条（委員）

本協議会は、次の者によって委員会を構成し、委員は校長の推薦により教育委員会が任命する。

- （1）校長
- （2）PTA代表者
- （3）自治会等地域代表者
- （4）その他、学識経験者等で校長が必要と認めたもの

第5条（任期）

- （1）委員の任期は、1年とする。
- （2）委員は、再任することができる。
- （3）委員長及び副委員長の任期は、規則第5条第1項の規定にかかわらず、校長の推薦がある場合は、原則、再任回数2回、3年とする。

第6条（役員）

- （1）本協議会には、委員長1名と副委員長1名を置く。
- （2）委員長は校長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- （3）委員長は、校長と協議の上、本協議会の議事をつかさどる。
- （4）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた時は、副委員長が、その職務を行う。

第7条（会議）

- （1）本協議会は、第3条に定めた事項について協議を行い、家庭・学校・地域が連携した学校教育活動の推進にあたるものとする。

第8条（事務局）

- （1）本協議会の事務局は、学校に置く。
- （2）事務局は、教頭、担当教員、地域コーディネーターが、その事務を担う。

第9条（委任）

- （1）この会則に定めるもののほか、本協議会の運営について必要な事項は別に定める。

（附則）

本要領は、平成23年4月1日より施行する。

本要領は、平成30年4月1日より一部改正する。